



税外収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	31,436,889円
平成25年度決算額	38,048,731円
増 減 額	6,611,842円

6,611,842円減少している。

このため、市町村への徴収支援として、平成27年度においては1名増員した「住民税担当」の職員を中心に、概ね半年以上1年以内の長期にわたり滞納整理全般について支援を行う「県税務職員の市町村への長期派遣」を東部県税局管内の3市町で実施するとともに、派遣期間が3カ月の「県税務職員の市町村への短期派遣」を2町で実施し、徴収確保と市町村税務職員の徴収技術の向上に努めた。

また、11月から12月の「県下一斉徴収強化月間」には、全市町村において県と市町村との「共同催告」を実施するなど市町村との連携を強化し、滞納を許さない気運を醸成するとともに新規滞納の抑制を図った。

さらに、県の徴収現場で市町村税務職員が滞納整理事務を経験する「市町村税務職員の県への短期受入」を実施し、1市から1名を受け入れて事務遂行のスキルアップを図った。

その他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導の上、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を協議し、納付意志を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。

また、7月～9月には「滞納繰越分整理強調月間」を設定して滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多い自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理に努めている。

平成27年度は、昨年度初めて実施した自動車への「タイヤロック」に加え、新たな方策として「ミラーズロック」の手法を導入し、差し押さえた自動車の「インターネット公売」を実施したほか、滞納者宅の搜索を実施するなど滞納整理の強化を行った。

この結果、東部県税局管内の県税の平成26年度決算における収入未済額1,211,773,572円が、平成28年1月31日現在で889,027,232円となり、322,746,340円（26.6%）減少した。

また、税外収入は収入未済額31,436,889円が、30,792,532円となり、644,357円（2.0%）減少した。

今後も納期内納付向上の広報、適時適切な納税指導により自主納税の促進を図るとともに、公正公平な税務行政を進めていくため、厳正な滞納処分を実施することで、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町村と連携を一層密にして、徴収支援の充実を図る。

< 医療政策課 >

返納金（看護師等修学資金貸付金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金貸付金等）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	3,227,555円
-----------	------------

収入未済額については、個別の償還指導等により債務者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づく償還がなされているところであるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めるとともに、債権回収強化月間を設定し集中的に文書や電話、自宅訪問を実施し、滞納繰越額の縮減に努めているところである。

その結果、平成26年度決算額で3,227,555円の収入未済額のうち看護師等修学資金貸付金にかかる収入未済額3,224,044円については、平成

平成25年度決算額	3,357,044円
増 減 額	129,489円

28年1月末までに156,000円を収納した。  
 なお、当該貸付金以外の収入未済額3,511円については、平成27年6月22日に収納済みである。  
 今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の収入確保に努めるとともに、新規貸与者については貸付時に貸与者及び連帯保証人に制度を周知徹底する。  
 また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに、文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に努めている。

< 地域福祉課 >  
 返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	1,240,600円
平成25年度決算額	1,238,800円
増 減 額	1,800円

債務者が指定養成施設卒業後1年以内において、県内で介護福祉士等として7年間（過疎地については3年間）引き続き従事した場合に返還免除となるが、卒業後、規則で定める指定業務に従事しないことにより返還債務が発生し、収入未済となっている。  
 返納金については、債務者及び連帯保証人に対し、文書や昼間・夜間の電話、自宅訪問による償還指導を行うとともに、個々の債務者等の生活状況の把握にも努めてきた。  
 その結果、平成26年度決算額で1,240,600円であった収入未済額のうち、平成28年1月31日までに68,400円を収納した。  
 今後においても、文書や電話等により継続した償還督促を実施するとともに、債務者等の生活状況に応じた分割納付などにより着実に償還させ、一層の収入確保に努めたい。

< 障がい者相談支援センター >  
 心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	11,329,330円
平成25年度決算額	11,576,130円
増 減 額	246,800円

- 1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組
  - (1) 今後滞納が発生するおそれのある加入者には、改めて制度の仕組みを説明し注意喚起するとともに、加入者との良好な関係を築き滞納回避に努めている。
  - (2) 新規加入希望者には本制度の仕組み、支給要件、脱退時の取り扱い等を十分に説明するよう努めている。
  - (3) 平成27年7月から新たに住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握が可能になり、年金の過払い等による収入未済の未然防止及び適切な債権管理に努めている。
- 2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組
  - (1) 平成27年9月30日に未収金ケース検討会(当センター・障がい福祉課)を開催し、現状の共有と「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金取扱要領」に基づく取組方針について検討した。
  - (2) 戸別訪問により直接未納者に会って納入を求めるとともに、訪問時に不在で連絡が取れない場合は繰返しの訪問や、電話・手紙の送付等により、適切な債権管理に努めている。
  - (3) 納付計画書の提出を求め、電話等で継続的な納付を促している。

これらの取組の結果、平成26年度決算額で11,329,330円であった収

入未済額のうち、平成28年1月末までに972,740円を収納した。  
 今後も引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努めていく。

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金等)の収入未済額の状況

平成26年度決算額	171,766,890円
平成25年度決算額	168,123,665円
増 減 額	3,643,225円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	157,162,975円
平成25年度決算額	152,861,773円
増 減 額	4,301,202円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	20,592,697円
平成25年度決算額	20,425,140円
増 減 額	167,557円

1 返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促や、戸別訪問(随時)による未収金回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。

また、市町村と連携し、年3回の定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。

その結果、平成26年度決算額で8,105,200円であった収入未済額のうち、平成28年1月末までに277,000円を収納した。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導を行うことで、収入確保に努めるとともに、受給者に対し資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実にを行うよう徹底することで、返納金発生の予防に努めたい。

2 返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて未収金回収に努めるとともに、債権管理台帳による適切な債権管理に努める一方、局内対策会議を定期的開催し、職員間での情報共有を図った。

さらに、地区担当者等がチームを組んで、被保護世帯のうち、納入が滞っている世帯や、少額の返還を行っている世帯を見直し、返納金の増額に取り組むとともに、12月を未収金回収強化月間として、訪問による督促を強化した。

このほか、保護開始の際には、担当者による面接を行い、制度の趣旨や収入申告義務等の説明をするとともに、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるなど、適正な償還に関する指導を行った。また、返納金が発生する可能性がある場合には、適時資産の調査を実施することや、平成26年の生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めた。

その結果、平成26年度決算額で、163,661,690円であった収入未済額のうち、平成28年1月末までに、10,459,363円を収納した。

今後とも、管内町村、民生委員等関係者とさらなる連携強化を図り、債務者等の生活状況を把握し、督促の強化を図るとともに、被保護者に対し、定期的に「申告義務のしおり」を配布するなど、適正な収入申告についての、より一層の徹底を行い、新たな未収金発生防止に努めたい。

3 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況  
 「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を実施するとともに、償還開始後間もなく滞納が発生した場合には、速やかに連絡を取り状況確認の上、指導を強化した。  
 さらに、貸付金償還指導強化週間を12月及び2月の2回設定し、夜間の電話による督促や訪問による督促を重点的に実施することで未収金の収納に努めた。  
 併せて、債務者の利便性も考慮して、通常の納付書による収納に加えて、県指定金融機関等に口座を有している者を対象とした、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることでより確実な収納を図った。  
 貸付申請時には、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責務等の説明をするとともに、適正な償還に関する指導を行い、併せて、平成26年度からは財産調査に関する同意書の提出を求めるなど、未収金の発生予防に努めた。  
 また、償還開始の6か月前には借受人の連絡先と現状確認を行い、1か月前には償還開始の通知をするとともに、口座振替による償還が確実となるよう連絡先及び引落口座の確認をするなどして、円滑に償還が始められるよう努めた。  
 その結果、平成26年度決算額で母子福祉資金157,162,975円、寡婦福祉資金20,592,697円であった収入未済額のうち、平成28年1月末までに、母子8,856,529円、寡婦2,105,495円を収納した。  
 今後とも、市町村と連携して適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や、就労による自立支援にも取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、引き続き未収金の縮減に努めたい。

< 企業支援課 >  
 中小企業近代化資金貸付金元利収入、同貸付金にかかる違約金及び延納利息の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	1,267,195,952円
平成25年度決算額	1,303,534,502円
増 減 額	36,338,550円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

当該貸付金については、従来から債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）に対し、電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分、分割納付等により債権回収を図っている。  
 債権管理業務の基本的処理方法を定めた債権管理マニュアルに基づき、債務者等の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。  
 平成20年度からは、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務を委託し、さらには弁護士を通じての法的措置を行う等、専門家の知識や技術を活用した回収強化に取り組んでいる。  
 サービサーは、戸別訪問や面談を通じて連帯保証人の償還意思や能力などを見極めながら、安易な少額分納に応じることなく、強制執行等の法的措置も視野に入れて督促・交渉を進めている。  
 これらの取組の結果、平成27年度においては、債務者等からの償還により、平成28年1月末までに4,743,500円を収納したところである。  
 今後とも、サービサー及び弁護士と連携し、債務者等への督促・交

平成26年度決算額	1,904,958円
平成25年度決算額	1,904,958円
増 減 額	0円

渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行うとともに、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等を把握し、債務者等に対する訪問・督促等を引き続き行うことで債権回収を進めて参りたい。

< 労働雇用課 >

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	8,820,557円
平成25年度決算額	8,964,557円
増 減 額	144,000円

当該未収金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。  
しかし、平成24年7月分までの返済額は毎月1万円と債権額に比して少額であるために、返済額の増額について協議を重ね、同年8月分から2千円増額し、毎月12,000円の返済を行うこととなった。  
その後、8月からは毎月12,000円の返済が実施されている。  
平成26年度決算額で8,820,557円あった収入未済額のうち、平成28年1月末までに120,000円を収納した。  
今後も、引き続き返済額の増額交渉を継続し、早期の完済に向けた取組を強化していきたい。

< 農林水産政策課 >

農業改良資金貸付金元金収入、同貸付金にかかる違約金及び延納利息、林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	16,645,216円
平成25年度決算額	18,210,216円
増 減 額	1,565,000円

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	458,798円
平成25年度決算額	458,798円
増 減 額	0円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

貸付金債権の保全と回収を図るため、全庁的な組織である徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、部局間の情報連携を図るとともに、職員間での回収状況の共有や弁護士相談による債権回収策の検討を行い、債務者等の経済状況の実態を把握しながら、電話や訪問面談等による督促を行った。

その結果、農業改良資金貸付金については、元金の完済（1件）及び約6か月間返済のなかった債務者からの定期的な返済の開始（1件）に至り、平成26年度決算額に対し、平成28年1月末までに1,070,000円を収納し、収入未済額は15,575,216円となっている。また、連帯保証人への強力な支払督促（1件）及び他の金融機関からの借換による一括返済に向けた協議（1件）を進めている。

林業改善資金貸付金については、平成26年度決算額に対し、平成28年1月末までに45,000円を収納し、収入未済額は5,337,402円となっている。経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。

今後は、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や訪問面談等を引き続き行うとともに、債務の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者等に対して、強力に支払請求を行い、一層の収入確保に努めたい。

また、返済状況を踏まえ、債務が削減されない場合には、必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じて参りたい。

平成26年度決算額	5,382,402円
平成25年度決算額	5,502,402円
増 減 額	120,000円

< 用地対策課 >

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	553,227,428円
平成25年度決算額	558,227,428円
増 減 額	5,000,000円

平成27年4月から平成28年1月までの間、厳しい県財政の下、これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえて、債務者（株式会社）を訪問又は県庁で面談するなどして8回にわたり債務者に対し督促を行った。

債務者は自動車部品の加工を主たる業務としているが、近年は自動車メーカーの海外生産増加に伴い、関連した部品メーカーも生産拠点の海外展開を図っているうえに、依然として国内市場の拡大が見込まれないことから、国内受注量の落ち込みあるいは伸び悩みが懸念され、経費削減に向けた一層の経営改革を迫られている。また、一方では、売上げ増加に繋がるよう、取引先の新規開拓を含め、既存技術を生かした新たな事業展開を模索しているところであるが、今後も厳しい経営状況は続くものと思われる。

そのような中で、債務者の代表取締役からは、厳しい経営環境が続いているが最大限の償還ができるよう努力するとの意思表示がなされ、平成26年度決算額で553,227,428円であった収入未済額のうち、平成28年1月末までに4,000,000円を収納した。さらに、平成28年2月以降も、受注量の極端な落ち込み等がなければ年度内に納付を行うとの意思が示されていることから、最終的には、最低でも昨年度の償還額（500万円）と同等、あるいは、それを上回る収納を見込んでいる。

しかしながら、厳しい県財政の下、県民負担の公平性、県民の信頼確保の観点から、従前にも増して未収金の削減に向けた努力が求められているところであり、今後も、経済情勢及び債務者の経営状況を把握し、引き続き会社訪問をするなどして強力に督促を重ねるとともに、専門家の活用も図りながら、粘り強く回収に努めたい。

< 住宅課 >

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成26年度決算額	256,476,630円
平成25年度決算額	268,155,159円

1 講じた措置

(1) 文書による納付催告の実施

平成27年8月に、3カ月以上の滞納者（高額滞納指導（30万以上滞納）中の者を除く）163名及びその連帯保証人315名に対して、文書による催告を行った。

平成28年2月にも3カ月以上の滞納者に対し文書による催告を行う。

(2) 呼出納付指導等の実施（高額滞納者以外）

平成27年11月に、6カ月以上の滞納者81名及びその連帯保証人152名に対して、呼出納付指導（相談）を実施し、呼び

増 減 額	11,678,529円
-------	-------------

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	21,834,444円
平成25年度決算額	20,183,067円
増 減 額	1,651,377円

敷金収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	1,173,990円
平成25年度決算額	1,244,200円
増 減 額	70,210円

出しに応じなかった者に対しては電話指導、文書による催告等を行った。

上記の指導や、下記の夜間訪問納付指導にもかかわらず滞納の解消が図られない者については、平成28年3月に滞納者と連帯保証人に対する呼び出しを行い、面談による納付指導を行う。

(3) 夜間訪問納付指導の実施（高額滞納者以外）

平成27年4月に2カ月以上の滞納者310名を対象に、住宅課と住宅供給公社の職員による「夜間訪問督促」を実施した。

また、同年12月には住宅課と住宅供給公社に加えPFI管理センター職員も動員し2回目の夜間訪問納付指導を実施し、滞納者408名に対し滞納の解消を強力に促した。

(4) 訴訟を前提とした呼出納付指導の実施（高額滞納者）

平成27年8月から、継続的に高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。

滞納額30万円以上の者を対象に滞納者21名とその連帯保証人33名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったところ、3名が完納したのをはじめ、分割納付の履行等の効果があった。

(5) 悪質な高額滞納者に対する明渡し請求と訴訟の提起

平成27年12月に、納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して、全額支払いを条件にした明渡し請求通知を送付した。

応じない者に対し、家賃等の支払いと住宅明渡し請求訴訟計1件を提起した。

(6) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産、服役、行方不明、不正入居等、様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

2 今後の対応

継続的な電話や文書による納付指導、夜間訪問督促、連帯保証人を含めた呼出指導など滞納者本人に直接指導することが、納付の促進に繋がっていることから、これらの取組を徹底して行う。また、新たな滞納の発生を防止するため、滞納が生じた場合には早め早めにこまめに納付指導・督促を実施し、滞納額が少ない初期のうちに細やかな対応を行う。

さらに、悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明け渡しを求める法的措置を前提に強い姿勢で徴収指導を行う。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成26年度末の収入未済額	256,476,630円
上記の平成28年1月末現在の収入未済額	235,907,758円
収 入 済 額	20,568,872円



雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）  
の収入未済額の状況

平成26年度末の収入未済額	21,834,444円
上記の平成28年1月末現在の収入未済額	21,494,444円
収入済額	340,000円

敷金収入の収入未済額の状況

平成26年度末の収入未済額	1,173,990円
上記の平成28年1月末現在の収入未済額	1,041,600円
収入済額	108,690円
調定による減額	23,700円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >

港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成26年度決算額	772,960円
平成25年度決算額	2,341,360円
増減額	1,568,400円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成26年度決算額	9,316,470円
平成25年度決算額	10,394,844円
増減額	1,078,374円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して対応状況の検討を行い、鋭意未収金の削減及び発生防止に努めている。

また、平成27年度は、積極的に弁護士相談を行い、未収金回収に関する助言等を受けた。

その結果、平成26年度決算では10,089,430円あった収入未済額のうち、平成28年1月31日までに3,787,760円を収納した。

今後とも、未収金回収に向けた取組を一層強化し、収入未済額の縮減に取り組みたい。

1 「港湾使用料」

未収となっていたのは1法人であり、対応状況及び今後の取組は次のとおりである。

(1) A法人(772,960円)

A法人に対しては、納付指導を行いながら、滞納処分による差押えの準備を進めていた。平成26年度に未収金の一部が納付されたため手続きを一時保留しているが、今後は、同手続きの開始を視野に入れ、引き続き納付指導を行っていく。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。

2 「港湾施設使用料」  
未収となっていたのは、7法人であり、このうち4法人3,787,760円については、全額回収済みである。残る3法人への対応状況及び今後の取組は次のとおりである。

- (1) A法人(377,230円)  
A法人は、上記「港湾使用料」と同じ法人である。「港湾使用料」の場合と同様に、滞納処分による差押え手続きの開始を視野に入れ、引き続き納付指導を行っていく。
- (2) B法人(1,125,740円)  
B法人は、A法人と代表者が同一人物の会社であるが、滞納処分が可能な財産を有していない。このため、A法人未収金との同時回収について検討(弁護士相談等)しながら、引き続き強力的に納付指導を行う。
- (3) C法人(4,025,740円)  
C法人は、現在、休眠状態で、代表者も所在不明の状況である。県は、C法人所有の倉庫を差押え、平成25年度に公売を実施したが、売却に至らなかった。このため、現在、今後の対応について弁護士と協議を進めており、できる限り早期に売却し、未収金の回収ができるよう努める。

< 東部県土整備局 鳴門庁舎 >  
河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成26年度決算額	550,750円
平成25年度決算額	583,400円
増 減 額	32,650円

関係機関等と連携を図り、納期限厳守を指導することにより、新たな収入未済の発生防止や収入未済額の縮減に努めているところである。「河川海岸使用料」が収入未済となっている法人への対応状況は次のとおりである。

- 1 A法人(収入未済額 33,625円)  
A法人は、海岸の棧橋を占有している。業績不振のため未納となっていたが、納付指導の結果、平成27年10月1日に納付された。
- 2 B法人(収入未済額 517,125円)  
B法人は、船舶修理等の用途で国管理の旧吉野川の占有許可を受け、平成19年度から平成21年度分が未納である。  
B法人は、既に解散しており、会社の所有地及び代表者宅の不動産は競売により売却済みである。金融機関等に財産照会をしているが、滞納処分可能な財産は確認できていない。代表者は平成21年度から所在不明となっている。  
平成26年度末に債権の消滅時効となったことから、平成28年1月20日に歳入の不納欠損処分を行った。

以上のことから、平成28年1月31日現在の収入未済額は、0円となっている。  
今後とも、関係機関との連携を図り、個別及び全体の取組を一層強化し、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 東部県土整備局 吉野川庁舎 >  
 河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成26年度決算額	5,765,381円
平成25年度決算額	5,559,073円
増 減 額	206,308円

収入未済への対応については、新たな未済の発生を防ぐため、督促状を発送するとともに、重点的に電話での督促や戸別訪問を行うなど納付指導を行った。

また、収入未済が継続している案件については、分割支払計画書を提出させるなど、状況に応じた対応を行うことにより、収入未済額の削減に努めた。

この結果、平成26年度決算額で5,765,381円であった収入未済額のうち、平成28年1月末現在で2,455,215円を収納している。

平成26年度決算における主な滞納者についての対応状況は次のとおりである。

1 A法人

河川占用料4,487,840円を滞納したA法人については、分割支払計画書を提出させ、この計画に基づいた納付がなされるよう継続的な指導を行ったことにより、平成28年1月末までに1,943,920円を収納した。

引き続き、分割支払計画による着実な納付を指導する。

2 B法人

砂利採取料60,416円を滞納したB法人については、分割による着実な納付を指導し、平成27年9月末までに全額が納付され、滞納は解消されている。

3 C個人

河川占用料635,500円を滞納したC個人については、平成24年度以降の占用許可の更新を行わず、新たな未収金の発生を防ぐとともに、分割支払計画に基づいた返済を指導したことにより、平成28年1月末までに40,000円を収納した。引き続き、分割支払計画による着実な納付を指導する。

今後とも、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、現在の未収金については、継続的かつ粘り強い納付指導を行うことにより削減を図りたい。

< 西部総合県民局企画振興部 美馬庁舎 三好庁舎 >  
 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成26年度決算額	99,206,013円
平成25年度決算額	121,300,839円

平成26年度の「県税」の収入未済額は、99,206,013円であり、税目別では、市町が賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の86.0%、自動車税が10.9%と、この2税目で県税収入未済額全体の96.9%を占める状況である。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 85,274,826円  
 (対前年比 18,930,110円)

「自動車税」の収入未済額 10,804,556円  
 (対前年比 1,947,347円)

また、「税外収入」の収入未済額は6,517,700円であり、前年度より5、

増 減 額	22,094,826円
-------	-------------

税外収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	6,517,700円
平成25年度決算額	11,676,561円
増 減 額	5,158,861円

158,861円減少している。

収入未済額の対策として、「個人県民税」と「自動車税」の2税の収入未済額の縮減を大きな課題と捉え、その対策を推進しているところである。

まず、個人県民税については、県と市町の連名による「共同催告」を管内の2市2町で行った。さらに、地方税法第48条の規定に基づき、一部住民税の徴収権を市町から引継ぎ、県が直接徴収を行うとともに、普通徴収の事業所に対し「個人住民税の特別徴収制度」の普及・拡大の取組を市町と連携して行っている。

さらに、昨年に引き続き、「市町村職員の税務（徴収）事務研修生受入制度」を活用して管内の市の税務職員を東部県税局で受け入れ徴収事務のスキルアップを図った。

また、自動車税については、滞納件数が多く、早期の処理が求められることから、地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに、西部総合県民局企画振興部県税担当が一体となって、積極的な納税交渉や効果的な調査を行い、厳正な滞納整理に取り組んでいる。

その他の税目についても、定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し、滞納整理の進捗状況と今後の滞納整理方針について協議し、7～9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、これら2税とその他の税を対象に積極的な滞納処分などにより集中的な滞納整理に取り組んだところである。

これらの取組の結果、平成26年度決算における収入未済額105,723,713円が、平成28年1月末現在で、60,961,913円となり、44,761,800円減少した。

今後、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税については、市町と連携し徴収支援の充実に努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	16,436,448円
平成25年度決算額	17,063,266円
増 減 額	626,818円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

昨年度の収納実績が0円であったことから、債務者に寄り添いながら粘り強く償還指導を重ね、その結果、平成26年度決算額で1,991,960円であった収入未済額のうち、平成28年1月31日現在までに5,000円を収納した。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町役場に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町役場との連携を緊密にし、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、収納にあたっては、債務者の生活状況の実態を把握し、

平成26年度決算額	9,125,449円
平成25年度決算額	9,966,577円
増 減 額	841,128円

定期的な電話及び訪問による納付指導を行うなど、収入確保に努めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生の防止に努めたい。

## 2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

なお、市町村合併により県から美馬市、三好市に移管され県が徴収すべき債権が残っているケースについては、両市福祉事務所との連携を図り回収に努めた。

このような取組の結果、平成26年度決算額で14,444,488円であった収入未済額のうち平成28年1月31日現在までに477,622円を収納した。

また、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名させることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、未収金発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、民生委員、関係機関等へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、毎月部内において対策会議を開催し、個々の債務者の状況に応じた対応策を検討するとともに、長期滞納者への重点的な交渉及び所在不明者についての関係者への所在、連絡先等の情報聴取などの取組を行い、未収金の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

## 3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

さらに、長期未納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、償還指導の強化期間を設定するなど、滞納者に寄り添いながら償還計画の提案を粘り強く行い、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組の結果、平成26年度決算額で9,125,449円であった収入未済額のうち、過去5年分の滞納者からの全額納付を含め、平成28年1月31日現在、986,787円を収納した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、未収金の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の利用を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

< 教育委員会学校政策課 >

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	110,860,580円
平成25年度決算額	97,018,975円
増 減 額	13,841,605円

奨学金貸付金の未収金については、「奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、返還指導を強化するため「未収金削減強化月間」を2か月間設定するなど、課をあげた「奨学金未収金対策チーム」を中心として、重層的な取組を行っている。

長期間返還を行わない滞納者に対する重点的な督促

督促文書を送付し、指定した納期限までに収納が確認できない者や、返還計画書及び返還ができない理由書の提出のない者に対して、電話督促等を実施した。

新規返還開始者で初回返還が未納となった者に対する早期の返還指導

滞納期間が短期の滞納者と併せて、滞納期間が長期化しないよう初期段階での電話による返還指導を実施した。

訪問督促及び奨学生等の住所等の把握

昼間自宅にいない者などに対する夜間の訪問督促の実施。また、連絡のつかない者など、住所を変更した可能性がある者に対しては、住民票の公用交付等を行い、奨学生等の住所変更の手続きを促進した。

個々の状況に応じた適切な返還指導

返還猶予等の申請及び分割返済の説明を行うとともに、滞納をしている奨学生等は、失業など様々な悩みを抱えている場合が多いことから、悩みを抱えている人が相談できる専門機関を一覧表

にまとめたリーフレットを督促文書と一緒に送付した。

#### 法的措置の予告の実施

再三の返還指導・督促にもかかわらず返還を行わない長期滞納者に対して、昨年度に引き続き、法的措置の予告を実施したところ、対象者から分割返還の約束等があり、今後の返還について指導を行った。

#### 新たな滞納発生の防止

早期に人的担保を確保するため、貸与申請時に保証人に対しても誓約書への署名を求めるとことや、返還時の負担を軽減するため、貸与額を3種類の額から選択できるような制度設計にした。

#### サービスの活用

未収金を削減するため、サービス（債権回収会社）の活用について、外部有識者からなる未収金削減検討会議で検討し、返還者等への十分な周知及び長期療養等で返還が極めて困難な者への配慮をした上で、平成28年度から督促業務の一部を委託することとした。

こうした取組の結果、平成26年度決算額で110,860,580円あった収入未済額のうち、平成28年1月末までに、10,735,400円を収納した。今後も引き続き、個々の状況を充分把握しながら、適宜効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の抑制に努めて参りたい。

#### <教育委員会人権教育課>

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

#### 教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	297,994,745円
平成25年度決算額	286,059,717円
増 減 額	11,935,028円

当該貸付金元金収入については、奨学金貸付債権管理マニュアルに基づき、滞納者に対する督促状の送付、電話による納付指導、相談窓口の開設及び戸別訪問など、課員全身体制で歳入確保に努めている。

特に、5月・7月・8月・12月を重点的に未収金削減に取り組む期間とし、各対象地域において奨学金相談窓口を開設するとともに、面談指導の機会を増やすため、戸別訪問にあたっては、事前に訪問先を精査し、訪問地域や訪問時間等に留意しながら取り組んだ。

一方、電話指導にも重点を置き、訪問できなかった者や返還手続きのない者等、より多くの者への連絡に努めた。

これらの取組の結果、平成26年度決算額で297,994,745円であった収入未済額に対し、平成28年1月31日までに3,767,490円を収納した。

また、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、文字の大きさや文章構成を工夫し、申請手続きに係るフロー図を添付するなど「奨学金返還のしおり」をより分かりやすく改訂し、制度の周知を図ることにより、新たな収入未済の発生防止に努めた。

今後とも、上記の取組を継続するなかで、貸与を受けた者の家庭状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 警察本部会計課 >  
 過料等（放置違反金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等（放置違反金）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	1,490,000円
平成25年度決算額	2,035,000円
増 減 額	545,000円

未収となっている放置駐車違反に係る放置違反金の徴収については、督促状等の文書を送付することはもとより、滞納者の所在を調査の上、職員が自宅を訪問するなどして納付を求めているところである。

さらに、督促に従わない場合には、道路交通法の規定に基づく車検拒否制度の適用や地方税の滞納処分等の例による預貯金の差押えを行うなどして徴収に向けた取組を進めている。

その結果、平成26年度決算額で1,490,000円(99件)であった収入未済額のうち、平成28年1月末までに、

反復継続した督促の実施による徴収	45,000円	( 3件 )
面接等による徴収	234,000円	( 15件 )
滞納処分(差押え)による徴収	15,000円	( 1件 )
車検拒否制度の適用による徴収	55,000円	( 4件 )

を行い、349,000円(23件)を徴収した。

今後も適切な債権管理を行い、所在が不明となっている債務者の追跡調査を行うほか、徴収に向けた諸対策を継続し、未収となっている放置違反金の徴収に努めたい。

(3) 収入で未収  
 となっている  
 もの

< 中央病院 >  
 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成26年度決算額に係る 平成27年5月末残額	101,867,683円
平成25年度決算額に係る 平成26年5月末残額	91,896,822円
増 減 額	9,970,861円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、職員による戸別訪問を実施し、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対しては、平成19年度から法的措置として68名に対し、「支払督促」を実施しており、平成27年度においては、5名から205,890円を回収した。

さらに、会計窓口の24時間化や、クレジットカード等による支払いを可能とすることにより、患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度等を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成26年度決算額に係る平成27年5月末残額101,867,683円のうち、15,244,006円を平成28年1月末までに収納した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、時間外診療における身分証明書類及び本人以外の連絡先の確認を徹底し、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど、適切な債権管理に努めたい。

< 三好病院 >  
 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、電話、文書による督促を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、滞納者に対して分割納付・高額療養費制度の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。



医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成26年度決算額に係る 平成27年5月末残額	40,512,856円
平成25年度決算額に係る 平成26年5月末残額	38,388,962円
増減額	2,123,894円

平成27年度においては、滞納者98名（対象額7,350,410円）に対し、督促状を送付した結果、平成28年1月末現在までに329,134円の納付があった。

また、滞納者39名（対象額5,297,320円）に対し、行った訪問徴収では、平成28年1月末現在67,500円の納付を受け、納付誓約書・分割納付誓約書・確約書を併せて5件徴収した。

さらに、長期間滞納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対しては、平成20年度から支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っており、平成27年度においては、1名から110,000円を回収した。

その他、地域医療センターでは、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組により未収金発生防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成26年度決算額に係る平成27年5月末残額40,512,856円のうち、1,636,905円を平成28年1月末までに収納した。

今後とも、未収金の発生抑制として平成26年度から増員となったソーシャルワーカーとの連携により患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じるなどの取組に努めるとともに、電話・文書・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収に努めたい。

< 海部病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成26年度決算額に係る 平成27年5月末残額	7,207,596円
平成25年度決算額に係る 平成26年5月末残額	9,138,942円
増減額	1,931,346円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、電話、督促状の送付及び戸別訪問による支払督促を実施するとともに、医事業務委託業者等と連携して、未納者の来院時に面談を行い分割納付等の手続きについても説明し、納付誓約書や分割支払予定書等を徴収するなど早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対しては、平成21年度から法的措置として4名に対し「支払督促」を実施しており、その結果、そのうち3名については分割納付を開始、1名については債務名義を取得するなど、法的措置による未収金回収額累計は、平成26年度末までに470,660円（対象額1,222,230円）となった。なお、平成27年度においては、滞納債務者に対して戸別訪問等による督促を実施したものの、回収実績はなかった。

さらに、当院地域医療センターにおいては、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談を実施し、高額療養費制度や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介等を行うとともに、出産育児一時金等の直接支払制度の活用や、クレジットカード決済端末機の導入等により、新たな未収金発生防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成26年度決算額に係る平成27年5月末残額7,207,596円のうち、570,095円を平成28年1月末までに収納した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

<p>(4) 支出事務で適切でないもの</p>	<p>&lt; 営繕課 &gt; 1件1億円以上の工事請負費に係る事故繰越の支出負担行為をしようとするときは、会計管理者等に事前に合議しなければならないにもかかわらず、これがなされていなかったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案については、平成25年度から26年度に事故繰越した工事請負費の支出負担行為の際、明許繰越費の扱い（平成8年3月26日付け出課第60号出納課長通知）と同様に納入機関への事前合議が不要であるとの思い込みにより、事前合議を行っていなかったものである。事案の発生を受け、「支出負担行為チェックリスト」を「事故繰越に係る事前合議の要否区分」を追加したものに改正し、そのチェックリストを支出負担行為の決裁に添付することで、事前合議の決裁漏れを防止しており、今後とも適正な事務執行に努めたい。</p>
	<p>&lt; 東部県土整備局 鳴門庁舎 &gt; 変更後の支出負担行為額が1件1億円以上の工事請負費に係る支出負担行為をしようとするときは、会計管理者等に事前に合議しなければならないにもかかわらず、これがなされていなかったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>工事請負費にかかる支出負担行為額の変更で変更後の支出負担行為額が1億円以上となる場合は会計管理者等に事前合議が必要であるが、それがなされていないことについては、関係職員のケアレスミス、チェック漏れに起因するものであることから、関係職員により会計課作成マニュアルを用いて会計事務のチェックポイントを再度確認し、適正な事務処理の徹底を図っている。今後は、担当者が会計事務等の研修を受けた時には関係職員による勉強会を実施することにより、適切な事務処理を行うとともに、決裁時のチェックの強化を図り、継続的に再発防止に努めたい。</p>
<p>(5) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>&lt; 環境首都課 &gt; 温室効果ガス排出量等算定業務委託契約について、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、本来は競争入札により委託事業者を決定すべきところ、委託事業を適正に実施できると思われる3事業者から見積徴収を行い、最低額を提示した事業者と委託契約を締結したものである。今回の指摘を受け、課内で情報を共有し、契約事務規則や随意契約ガイドラインに基づく適切な事務処理を行うよう改めて周知徹底した。また、事務処理の正確性を期するため、随意契約を行おうとする際には同ガイドラインを決裁文書に添付の上、担当者による再チェック、副課長及び各担当リーダーによるダブルチェックを行い、組織的な確認体制の強化を図った。今後とも、契約事務の適正化について、課内会議等を通じて、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。</p>
	<p>&lt; 東部県土整備局 徳島庁舎 鳴門庁舎 &gt; 施工歩掛調査業務委託契約について、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>当該委託業務は、市況を適正に把握する技術・実績を有し、調査対象企業との信頼関係を有する業者に委託する必要があるため、委託先候補業者としては、特定の2者に限定される。この委託業務の執行に先立ち、予定価格算出のため調査費用の参考見積を当該2者に依頼したところ、1者から辞退届が提出されたため、施行可能業者が1者であると判断し、随意契約としたものであるが、本件の場合には、調査費用の参考見積を1者が辞退したとはいえ、施行可能業者自体は2者あることから、2者を対象に指名競争入札を行うべきものであった。再発防止策として、すべての工務担当者を対象とした職場研修を实</p>

		<p>施し、今後、同様のケースにおいては、指名競争入札を行うとともに、契約方法に係る通知や基準について周知徹底した。</p> <p>今後においても、所属内の担当リーダー会議や電子掲示板の活用等を通して、契約事務の適正化に向けた再発防止の取組を継続的に実施する。</p>
--	--	--